

# 越谷市特定保健指導業務委託企画提案選考会実施要領

## 1 業務委託内容

「越谷市特定保健指導業務委託（単価契約）仕様書」のとおり

## 2 企画提案選考会実施の趣旨

特定保健指導業務は、対象者が主体的に生活習慣病の発症防止に向けた行動変容の方向性を導きだせるよう支援することなどを目的としており、実施にあたっては、健診結果・ライフスタイル・価値観・行動変容のステージ等に必要な情報を収集するためのコミュニケーション技術や、それに基づき支援方策を判断する技術等が必要とされます。これらの様々な技術を統合させ、保健指導の面談の実施に生かし、実施効果を高めることが求められることから、こうした専門的技術や実施能力を有する事業者による企画提案の機会を設け、より一層高い効果が期待できる事業者を選考するため、企画提案方式による選考を行うものです。

## 3 参加に必要な条件

越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12年告示第52号）に規定するその他の業務の令和6年度競争入札参加資格を有するもの。

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第56号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加表明書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に選考会に参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされていること。

- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (9) 本選考会に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

## 5 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選考対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 候補者選考終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選考委員会が認めた場合
- (8) 参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選考委員会が不適合と認める場合

## 6 選考形式

### プレゼンテーション方式

提出された企画提案書等に基づき参加者によるプレゼンテーション（30分以内）を実施し、その後、市側から20分以内のヒアリングを実施します。

※プレゼンテーションについてはPRポイントを中心として簡潔にお願いします。

※参加申込が多数となった場合、提出された企画提案書を「7 審査方式」の評価基準項目1から4に基づき事務局が審査する一次選考を行う場合があります。

## 7 審査方式

越谷市特定保健指導業務委託事業者選考委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額から選考委員が下記の1から4の項目に対する提案評価及び事務局による価格評価点による総合評価点で判断します。なお、総合評価点の高いものから順位を決定し、最も評価の高い者を選考します。

合計点数が同点であった場合は、評価基準項目1、5、2、3、4の順でより得点の高いものを優先するものとします。

評価基準項目		配点	評価事項	
1	保健指導の内容	利用率向上のための工夫等	5	募集案内パンフレットは、対象者の参加意欲を高める工夫がされているか
			5	利用率向上のために、集団健診会場における初回面談の分割実施の工夫があるか
			5	特定保健指導の目標値をとらえた利用率向上のための独自の工夫があるか
	支援方法（指導の質・効果）	5	プログラムが対象者の健診結果の数値（腹囲、脂質、血圧等）が改善する策として工夫されているか	
		5	土曜日、日曜日、夜間（20時まで）に特定保健指導を実施できるか （3つできる：5点、2つできる：3点、1つできる：1点）	
		5	ICTを利用した面談が可能か。 また、その面談方法は利用者がわかりやすく利用しやすいものとなっているか。	
		5	初回面談者に対して案内する食事や運動などの指導をするセミナーは魅力あるものとなっているか	
	事業評価	5	特定保健指導の効果検証及び課題について、明確化できるような具体的な方法を持っているか	
2	業務実施体制	10	業務の管理体制は適切か（業務を統括する者の職務、経験について）	
			業務に従事する職員の職種・人数等は十分なものか	
			業務に従事する職員の研修体制は適切か	
3	個人情報保護・安全管理	10	個人情報を適切に保存・管理できる体制はあるか	
			市と連絡が取りやすく、事故や苦情に対し、迅速な対応がとれる体制を整えているか	
4	業務実績	10	過去5年に同規模の他市で特定保健指導実績があるか ・中核市以上の実績がある：10点 ・他市での実績がある：7点 ・企業での保健指導の実績のみ：5点	
5	費用(事務局評価項目)	30	$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の} 70\%) / \text{委託料限度額} \} \times 100$ なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。 また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。	
合計		100		

※選考会参加業者の最高点が満点の50%以下の場合は、再選考とします。

## 8 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和6年5月16日（木）から令和6年6月24日（月）まで

### (2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

### (3) 資料名

- ・企画提案選考会実施要領
- ・仕様書
- ・参加申込書
- ・見積書〔様式〕
- ・参加辞退届
- ・質疑書

## 9 提出書類

### (1) 参加申込書及び企画提案関係書類

提出期限 令和6年6月24日（月）17時15分まで

提出場所 越谷市国保年金課

提出方法 持参または郵送（期限時刻までに必着）

提出物	・参加申込書	1部	
	・企画提案書	10部	
	・経歴書	10部	（正本1部、副本9部）
	・見積書〔所定様式〕	1部	※副本は複写可とします
	・見積内訳書	1部	

### (2) 企画提案書必要記載事項

次の項目ごとにA4用紙（50頁以内）にまとめてください。また、企画提案書の表紙には申請者名（代表者名）と担当者名を記入してください。

#### ① 業務実施体制

- ・事業の管理体制（管理者の氏名、職種、役割及び兼任の有無）
- ・事業の実施体制（従事職員の職種、資格、役割および兼任の有無）
- ・従事職員の研修体制
- ・個人情報の管理体制
- ・安全管理の体制（事故・苦情の対応策、保険加入の有無）

#### ② 業務実績

- ・特定保健指導の実績（過去5年間）

#### ③ 業務実施計画

- ・業務の目的とその考え方
- ・募集の方法及び内容

- ・土、日、夜間及び訪問による保健指導実施の可否
- ・初回面談実施者に対する食事や運動などについてのセミナー実施の可否
- ・動機づけ支援、積極的支援の方法及び内容
- ・目標とする独自の実施率と向上への取組み内容
- ・報告の方法及び内容
- ・効果検証及び課題抽出の方法
- ・参加勧奨・脱落防止策
- ・使用する教材・ツールの内容と特徴

#### ④ PRポイントについて

- ・特定保健指導事業のさらなる利用率向上等に向け、PRポイントを記載してください。

### (3) 経歴書必要記載事項

会社概要

取得認証（ISO、民間認証機関） ※取得している場合は、提出してください。

### (4) 見積書作成に係る注意事項

#### ① 委託料上限額

20,000,000円（税込）（令和6年度～令和7年度）

- ② 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ③ 見積書及び見積内訳書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印してください。
- ④ 見積書には、契約希望金額の単価（動機付け支援・積極的支援及び利用勧奨費それぞれの単価）、見積内訳、積算金額、（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した内訳とすること）を添付してください。
- ⑤ 見積内訳書は、国の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の『標準的な見積様式の例』に準じた様式とし、内訳ごとの単価を明記してください。
- ⑥ 見積書と見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れ、封緘してください。

## 10 プレゼンテーション日程

日 時	令和6年7月5日（金）13時30分～17時00分（予定） ※プレゼンテーションの順は、「参加申込書」の提出順となります。また、詳細時刻は別途通知します。
会 場	越谷市保健センター 2階 多目的会議室（越谷市東越谷10-31）
機 器	プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンを使用する場合は、市側で用意します。なお、PCはご用意ください。その他、必要な設備及び持参する機器がある場合は事前にご連絡ください。

## 11 注意事項

- ① 選考会参加に関する一切の費用は参加者の負担とします。
- ② 提出された見積書は、これを書換え、引換えまたは撤回することはできません。また、提出書類は返却しません。
- ③ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ④ 選考結果は、参加者事業者に文書にて郵送で通知します。
- ⑤ 「参加申込書」の提出後、参加を辞退する場合は、必ず「参加辞退届」を提出してください。

## 12 質疑方法

質疑期限	令和6年5月24日（金）17時15分到着まで質疑を受け付けます。
質疑方法	FAXまたは電子メール
回 答	令和6年5月31日（金）17時15分までに越谷市ホームページで公開します。

## 13 問い合わせ先

越谷市 保健医療部 国保年金課 給付担当（担当：清田・山中・今川・鈴木）  
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
電 話 048-963-9154  
FAX 048-963-9199  
電子メール [kokuhonenkin@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kokuhonenkin@city.koshigaya.lg.jp)

## 【参考資料】

### ①令和6年度見込み数（見積書作成時は下記の人数を参照すること。）

特定健診受診者見込数	20,000人		
特定保健指導対象者見込数	積極的支援 600人	動機付支援 2,000人	
電話勧奨見込数	積極的支援 480人	動機付支援 1,600人	
再勧奨対象者見込数	積極的支援 480人	動機付支援 1,600人	（対象者の8割）
再々勧奨対象者見込数	積極的支援 360人	動機付支援 1,200人	（対象者の6割）
特定保健指導実施見込数	積極的支援 150人	動機付支援 500人	（内、ICT面談各1割）

### ②過去の実績（実数であり、法定報告とは異なる。）

#### 特定健康診査（特定健康診査実施期間：6月1日から11月10日）

	対象者数 <sup>※1</sup> （人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和2年度	53,483	18,510	34.6
令和3年度	51,120	19,361	37.9
令和4年度	50,813	19,500	38.3
令和5年度	47,814	17,847	37.3

※1 特定健診受診券発送者数

#### 特定保健指導

		対象者数（人）	終了者数（人）	実施率（%）
令和2年度	動機付支援	1,749	425	24.3
	積極的支援	630	89	14.1
	合計	2,379	514	21.6
令和3年度	動機付支援	1,612	270	16.7
	積極的支援	677	84	12.4
	合計	2,289	354	15.5
令和4年度	動機付支援	1,867	295	15.8
	積極的支援	710	52	7.3
	合計	2,577	347	13.4
令和5年度 <sup>※2</sup>	動機付支援	1,439	362	25.2
	積極的支援	642	125	19.5
	合計	2,081	487	23.4

※2 令和5年度の終了者数は令和6年3月時点の申し込み者数です。

③特定保健指導の初回面談を集団健診会場において分割実施した実績

	日程	会場	初回面談 参加人数
令和3年度	10/8	越谷市保健センター	4名
	10/25		3名
	10/26		2名
	10/27		2名
令和4年度	10/3	越谷市保健センター	3名
	10/15		2名
	10/17		8名
令和5年度	9/4	越谷市保健センター	5名
	9/7	コミュニティーセンター	5名
	9/11	大沢地区センター	2名
	9/14	桜井地区センター	3名
	9/15	桜井地区センター	4名
	9/20	北部市民会館	3名
	9/27	コミュニティーセンター	1名
	9/29	コミュニティーセンター	5名
	10/11	蒲生地区センター	6名
	10/13	越谷市保健センター	4名
	10/14	越谷市保健センター	4名
	10/28	越谷市保健センター	4名

※令和6年度は9月から10月にかけて  
全15日程を予定しています。